

# 第124回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年12月15日（木）

## 議題

1. オミクロン株対応の香川県対処方針について
2. 本県における今後の対応について

## 1 基本的な考え方

- 国の基本的対応方針において、オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目したレベル分類（レベル1～4の4段階）が示されたことを踏まえ、「オミクロン株対応の香川県対応方針」を策定
- 従来の県対応方針は、国の基本的対応方針と同様に、オミクロン株よりも病原性の強い変異株の感染拡大に対応するため存置

## 2 主な内容

### (1) 新たなレベル分類（対策期の名称）

- 「感染予防対策期」、「感染警戒対策期」を統合して「感染警戒対策期」（レベル1）とし、「感染拡大防止対策期」（レベル2）への移行基準を、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」ともに「30%以上」に設定
- 「緊急事態対策期」、「非常事態対策期」をそれぞれ「医療負荷増大期」（レベル3）、「医療機能不全期」（レベル4）に設定

### (2) 移行基準

- ①「確保病床使用率」、②「重症確保病床使用率」は、引き続き、移行基準の指標
- 各対策期への移行に当たっては、①、②の移行基準の指標に加え、保健医療の負荷の状況や感染状況などを総合的に判断  
感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討

### (3) 対応方針

- 「医療負荷増大期」（レベル3）となり、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行う場合、県民に対して、感染拡大の状況等に関する情報発信を強化するとともに、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ、事業者に対して、業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけ
- 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」後も感染拡大が継続する場合、「医療機能不全期」（レベル4）の状態を回避するため、「医療非常事態宣言」を行い、県民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ

## 3 「オミクロン株対応の香川県対応方針」による現在のレベル

- 感染拡大防止対策期（国のレベル2「感染拡大初期」に相当）

※ 確保病床使用率、重症確保病床使用率ともに50%未滿で推移し、現時点では医療ひっ迫が懸念される状況には至っていない。

【12月13日時点の各指標】

➤ 確保病床使用率：47.6%、重症確保病床使用率：13.8%

オミクロン株対応の香川県対応方針

令和 4 年 12 月 15 日

県の対策期		(1) 感染警戒対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 医療負荷増大期	(4) 医療機能不全期
国のオミクロン株対応の新レベル分類		レベル 1 (感染小康期)	レベル 2 (感染拡大初期)	レベル 3 (医療負荷増大期)	レベル 4 (医療機能不全期)
県内の状況		安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	医療の負荷を増大させるような数の新規感染者が発生し、外来医療の負荷が高まり、発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到してハイリスク者がすぐに受診できない状況	想定を超える膨大な数の新規感染者が発生し、通常医療も含めた外来医療全体が機能不全となり、通常診療を大きく制限せざるを得ない状況
移行基準 (目安)	①確保病床利用率	30%未満	30%以上	50%以上	80%以上
	②重症確保病床利用率	30%未満	30%以上	50%以上	80%以上
<p>・各対策期への移行に当たっては、①、②の指標に加え、直近 1 週間の累積新規感染者数（人口 10 万人当たり）や新規感染者数の今週先週比の推移も参考にし、保健医療の負荷の状況（医療機関のクラスターの発生状況等）などを踏まえて総合的に判断（感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討）</p> <p>・「医療負荷増大期（レベル 3）」への移行に当たっては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」の発令も併せて検討</p> <p>・「医療ひっ迫防止対策強化宣言」後も感染拡大が継続する場合は、「医療機能不全期（レベル 4）」の状態を回避するために「医療非常事態宣言」の発令を検討</p>					
対応方針	共通事項	<p><b>【法に基づかない協力依頼（呼びかけ）又は特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】</b></p> <p>①県民への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底</li> <li>・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底</li> <li>・外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動</li> <li>・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える</li> <li>・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用</li> </ul> <p>②事業者への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守</li> <li>・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得</li> <li>・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ</li> </ul> <p>③イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本的対応方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催</li> <li>・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践</li> </ul> <p>④県有施設等における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な感染防止策を講じた上で開館</li> </ul>			
		<p>「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対して、感染拡大の状況や、医療の負荷の状況に関する情報発信を強化するとともに、より慎重な行動の協力要請・呼びかけを実施すること、事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけを実施すること等を選択肢とした取組を行う</li> </ul>			
<p>・各対策期における措置の実施の要否に当たっては、保健医療の負荷の状況などを踏まえ、総合的に判断（対策期ごとに上記以外の対策を講じることも検討）</p>					

※オミクロン株よりも強い病原性の変異株が発生した場合は、令和 3 年 11 月 8 日に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示されたレベル分類（旧レベル）に基づき策定した香川県対応方針により対応

(参考) 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和 4 年 11 月 11 日）で示された新レベル分類及び事象（例示）

オミクロン株対応の新レベル分類	感染小康期 レベル 1	感染拡大初期 レベル 2	医療負荷増大期 レベル 3	医療機能不全期 レベル 4（避けたいレベル）
保健医療の負荷の状況	・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい。 (病床利用率 概ね 0~30%(最大確保病床ベース。以下同じ。))	・診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める。 ・救急外来の受診者数も増加。 ・病床利用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。 (病床利用率 概ね 30~50%)	・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。 ・救急搬送困難事例が急増する。 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床利用率/重症病床利用率 概ね 50%超)	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加。 ・多数の医療従事者の欠勤発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床利用率/重症病床利用率 概ね 80%超)
社会経済活動の状況	—	・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める。	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生。	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。
(参考) 感染状況	・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態。	・感染者が急速に増え始める。	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生。	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生。

※単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえて、都道府県が総合的に判断する。

# 香川県の現状

## 参考資料 1

【11/9～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
12月13日現在	12月12日現在	12月13日現在	12月12日現在
<b>7378人</b>	<b>6827人</b>	5064人	5067人

今週先週比
12月13日現在
1.46

12月 累積新規感染者数		11月 累積新規感染者数
12月13日現在	12月12日現在	
11650人	10154人	17973人

指 標	12月13日現在	12月12日現在
① 確保病床使用率	<b>47.6%</b> <入院患者146人／病床307床>	<b>44.3%</b> <入院患者136人／病床307床>
② 重症確保病床使用率	<b>13.8%</b> <重症者数4人／病床29床>	<b>13.8%</b> <重症者数4人／病床29床>

感染拡大防止対策期	医療負荷増大期	医療機能不全期
レベル2	レベル3	レベル4
30%以上	50%以上	80%以上
30%以上	50%以上	80%以上

※上記指標は、オミクロン株対応の香川県対処方針による移行基準（目安）

参 考 指 標	○ 直近1週間の 累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり	10万人当たり
		<b>776.4人</b> <直近1週間(12/7～12/13) 7378人>	<b>718.4人</b> <直近1週間(12/6～12/12) 6827人>

**12月15日現在（16日発表分）から  
使用予定の様式**

参 考	療養状況	12月13日現在
	入院中	<b>327人</b> <うち確保病床146人>
	宿泊療養	<b>132人</b>

# 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日 令和3年4月3日改正 令和3年12月10日改正  
 令和2年8月21日改正 令和3年4月19日改正 令和4年1月12日改正  
 令和2年12月8日改正 令和3年5月8日改正 令和4年6月17日改正  
 令和3年1月8日改正 令和3年7月9日改正 令和4年9月21日改正  
 令和3年3月31日改正 令和3年11月24日改正 令和4年12月15日改正

参考資料 2

※1：令和3年11月8日の新型コロナウイルス等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会提言におけるレベル（旧レベル）分類

県の対策期		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国のレベル分類_（※1）		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率 ②重症確保病床使用率	医療提供体制、感染状況を見て総合的に判断	20%以上 20%以上	50%以上 50%以上	医療提供体制、感染状況を見て総合的に判断
	○ 感染拡大時における各対策期への移行に当たっては、①、②のいずれかの指標の数値が各対策期の基準値を上回った場合、総合的に判断。感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討 ○ 感染下降局面における各対策期への移行に当たっては、①、②の両方の指標の数値が各対策期の基準値を2週間程度継続して安定的に下回った場合、総合的に判断 ○ 「直近1週間の累積新規感染者数（人口10万人当たり）」は、参考指標として数値を公表					
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底				
	県民への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6②による要請】</b> ・(1)(2)③④⑤の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45①による要請】</b> ・(1)(2)③④⑤対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に依拠していない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請することを検討		
	事業者への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討		
	イベント等の開催	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討		
	県有施設等における対応	・適切な感染防止策を講じた上で開館	・(1)(2)の対策の徹底	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討						

※令和4年夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、「オミクロン株対応の香川県対処方針」により対応

# 無料検査について

資料 2 - 1

## 臨時の無料検査拠点の設置

- 設置期間 12月27日(火)から1月10日(火)(計15日間) 9時~18時  
※初日12月27日は13時開始予定
- 場所 JR高松駅 東口前
- 対象者 帰省等をされる方で、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けていない方や、オミクロン株対応ワクチンを接種済みであるが、高齢者や基礎疾患のある方と接触する予定がある方
- 検査予定人数 15日間で最大8,800回
- 検査の種類 抗原定性検査
- 予約の要否 予約不要

## PCR等無料検査(一般検査事業)の延長

感染拡大傾向時の一般検査事業の実施期間を次のとおり延長します。

- 実施期間 令和4年1月2日(日)から令和5年1月31日(火)
- 対象者 無症状で感染不安のある香川県在住の方

☆ 年末年始期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの方との接触があることから、帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただきますようお願いいたします。

※別紙 2、別紙 4 を変更しており、本文の内容に変更はありません。  
 (主な変更内容)  
 ・COCOAの機能停止に伴う記載の削除  
 ・今夏のお祭りでの感染事例の発生要因等を踏まえ、出演者等の感染対策を詳細に記載など

令和 4 年 12 月 15 日

イベント等の開催に係る留意事項について  
 (イベント等に関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡等を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間  
 令和 4 年 12 月 19 日 (月) から

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

- 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
- 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり)、100% (大声なし) とする。
- なお、基本的に「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外であるが、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、感染防止安全計画の対象となる。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし(※))を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

(※) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含まれる。

#### 4 感染防止安全計画の策定・提出

##### (1) 対象

大声なし（※）の5,000人超かつ収容率50%超のイベント

- ※ 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含む。
- 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

##### (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

##### (3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

#### 5 留意事項

別添8	： イベント等の開催に係る留意事項	省略
別紙1	： チェックリスト	省略
別紙2	： 感染防止安全計画	省略
別紙3	： イベント結果報告フォーム	省略
別紙4	： イベント開催等における必要な感染防止策	省略

#### (参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年11月25日付け事務連絡）

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その8)」（令和4年11月25日付け事務連絡）